

## 不正リスク対応基準

不正リスク対応基準は、平成 25 年 4 月に始まる決算期の監査から適用されます。  
不正リスクとは、**財務諸表監査における、不正による重要な虚偽表示リスク**のことです。  
マスコミ等で喧伝された「不正摘発型監査の導入」という説明は、誤解にもとづくものです。

不正リスク対応基準の導入によって、何か変わるのでしょうか。  
具体的にいうと、監査手続きとして、何が新しく求められるのでしょうか。  
二つあります。

☆不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続きを実施し、それによって入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性があるかどうかを判断する。  
仮に合理性がないという場合には、「不正による重要な虚偽の表示の疑義」があると判断して、より深度ある監査手続きを実施しなければならない。

☆不正リスクに対応した監査手続きを行う際には、十分かつ適切な監査証拠が入手されるまで、監査手続きを繰り返し実施し、それでも十分かつ適切な監査証拠が入手できない場合には、上記と同様に、「不正による重要な虚偽の表示の疑義」があると判断して、それに対応した監査手続きを実施しなければならない。

しかし、すべての財務諸表監査において画一的に不正リスクに対応するための追加的な監査手続きの実施を意図しているわけではないので、「不正リスク対応基準が導入されても、監査実務に変化が生じるわけではない。」「過重な監査手続きを求めるものでない。」という説明のされ方をします。

オリンパス事件を教訓に不正リスク対応基準が作成されたことは明らかですから、「過重な監査手続きを求めるものでない。」と言い切ってしまうのでしょうか。逆に、不正リスク対応基準に規定された内容は従来の監査基準を超えるものではない、とした場合に、同様の事件の再発を防ぐことはできるのでしょうか。

監査人としては、難しい問題です。